

平成26年8月10日

第 115 号

# NJ東流協 系流協 News

平成26年8月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）  
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

## 平成25年度森林・林業白書より(その2)

前号に続き、平成25年度森林・林業白書より、木材利用の動向のうち、木質バイオマスエネルギー利用について概要を紹介します。

増の81万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であつた。

木質バイオマスエネルギー利用について概要を紹介します。

## 1 木材チップ等による木材のH エネルギー利用

平成23年7月に策定された「森

林・林業基本計画では平成32年における燃料用等のチップ用材の利用目標を600万<sup>3</sup>mと見込んでいます。

いる。その上で木質バイオマスのエネルギー利用に向けて、「カスケー

「ド利用」を前提としつつ、石炭火力発電所や木質バイオマス発電所における未利用間伐材等の利用、地域における熱電併給システムの構築等を推進していくこととしている。

平成24年度に、全国でエネルギー源として利用された間伐材由来の木質バイオマス量は前年比約3割

ストが掛かるため林内に放置され  
ている。

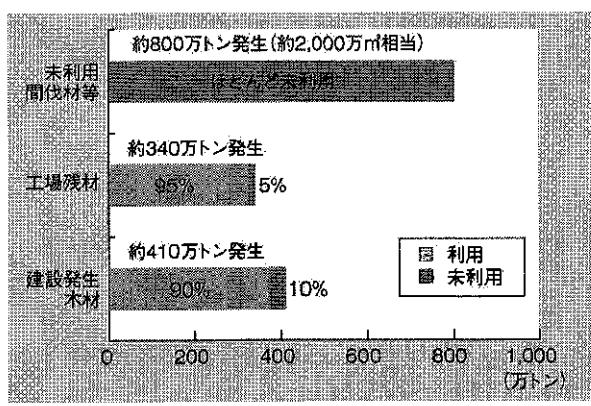


図 木質バイオマスの発生量と利用の現況(推計)

今後、工場残材や建設発生木材の発生量が大幅に増加することは見込まれないことから、木質バイオマスのエネルギー利用を進めるためには、未利用間伐材等の活用が不可欠である。このため、林野庁では、収集コスト及び搬出コストの低減により未利用間伐材を低成本で安定供給できる体制を確立することを目指して、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械による作業システムの整備等に取り組んで

いる。

## 2 木質バイオマス発電の動き

電力会社では、平成14年の「電気

事業者による新エネルギー等の利

用に関する特別措置法（以下「R

P S 法」という。）により、新エネ

ルギーから発電された電気の一定量以上の利用が義務付けられたこ

とを受けて、石炭火力発電所で木質

バイオマスと石炭を混合利用する

取組を進めてきた。石炭火力発電

所における木質バイオマスの混合

率は1~数%程度で、年間の木質バ

イオマス消費量は発電所当たり数

万トン程度の規模となる場合が多

い。間伐材等混合利用を実施中又

は実証予定の石炭火力発電所は、全

国で17か所ある。木質バイオマス

の調達に当たっては、未利用間伐材

等を活用する動きもみられる。

R P S 法に基づく認定を受けた

木質バイオマスによる発電施設は、

平成24年3月末時点で全国に56か

所あり、そのうち出力規模が100

0 kW以上の施設は43か所となつて

いる。このほか、R P S 法の認定を

受けずに、自家発電等により木質バイオマスを利用する動きもみられる。

## 3 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始

平成23年8月に、電気事業者に対

して、再生可能エネルギー源を用い

て発電された電気を一定の期間・

価格で買い取ることを義務付ける

「電気事業者による再生可能エネ

ルギー電気の調達に関する特別措

置法」が成立した。同法に基づき、

平成24年7月に再生可能エネルギー

の固定価格買取制度が導入され、太

陽光、風力、中小水力、地熱、バイオ

マスを用いて発電された電気を対

象として、電気事業者が買取りに必

要な接続や契約の締結に応じる義

務を負うこととされた。

## 4 木質バイオマス発電施設の建設

再生可能エネルギーの固定価格

買取制度の導入を受けて、各地で木

質バイオマスによる発電施設が整

備され、同制度の認定を受けている。

平成24年7月には、福島県会津若

松市で未利用間伐材を使用する木

質バイオマス発電施設が操業を始

め、同8月に、木質バイオマス発電

間は20年間とされた。平成25年度は、新規運転開始実績がほとんどないため、平成24年度調達価格を据え置くこととされた。

林野庁は、平成24年6月に、木質バイオマスが発電用燃料として適切に供給されるよう「発電利用に

供する木質バイオマスの証明のた

めのガイドライン」を取りまとめた。同ガイドラインでは、伐採又は

加工・流通を行う者が、次の流通過程の関係事業者に対して、納入する

木質バイオマスが間伐材由來の木

質バイオマス又は一般木質バイオ

マスであることを証明することと

している。

また、木質バイオマス発電施設の

導入による地域への経済波及効果

としては、標準的な送電出力500

0 kWの発電所の場合、未利用材の燃

料として年間約10万tの間伐材等

が使用され、約12~13億円の売電収

入（うち燃料代は約7~9億円）

が得られるほか、50人程度の雇用が

見込まれると試算されており、今後

地域経済の発展に貢献することが期待される。

施設として初めて固定価格買取制度の認定を受けた。同10月には、山口県岩国市の発電所が、R P S 法から切り替えることにより、既存の木質バイオマス発電所で初めて固定価格買取制度の認定を取得した。

平成26年1月現在、全国で37の施設

が同制度により売電を行っている。

さらに、大手林業会社や大手製紙会

社等が相次いで木質バイオマス発

電への参入を表明するなど、全国約

40か所程度において新設設備の計

画又は構想が進んでおり、今後発電

量が更に伸びていくものと予想さ

れる。

ただし、木質バイオマス発電の導入に当たっては、木質バイオマス資源の効率的かつ安定的な供給に向けて、地域の資源量及び供給可能量の把握、間伐等の推進、施業の集約化、路網の整備、森林經營計画の策定促進等といった点について、事前によく検討を行う必要がある。また、発電のみを行う場合は、エネルギー変換効率が低位となることもあることから、今後、新たに施設を導入する際には、熱利用と併せて全体のエネルギー効率を更に高めることが重要である。

## 車両系木材伐出機械等の特別教育講習会始まる

伴うNJ素流協主催の特別教育講習会が始まりました。

各地区とも、1日目に走行集材機

械、2日目に伐木等機械、3日目に簡易架線集材装置・架線集材装置についての講習が行われ、参加者は機械の安全な取り扱い方法等につ

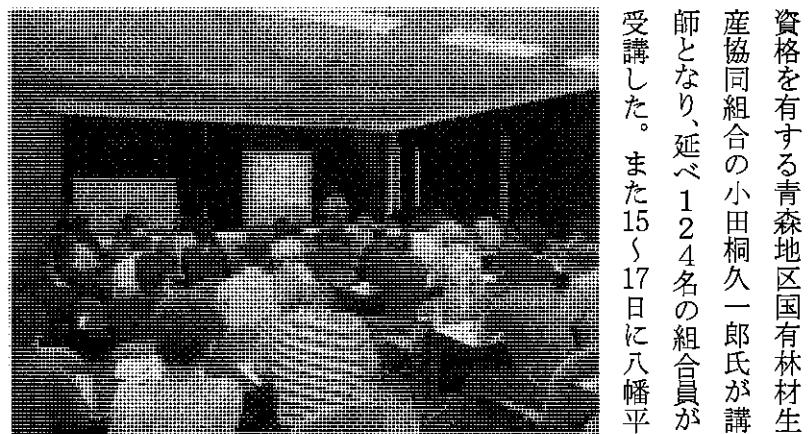


表 国有林山元委託販売 入札結果

市日: 平成26年 7月 28日 (第1回)  
市場: 岩手南部森林管理署 葛丸川 山元土場

売払番号	樹種	長級(m)	径級(cm)	等級	本数	材積(m³)	応札枚数
101	スギ	2.0	14~34	込	480	37.749	3
102	スギ	2.0	14~32	込	326	27.389	3
103	スギ	2.0	14~40	込	368	30.875	3
104	スギ	2.0	14~32	込	390	29.765	3
105	スギ	4.0	18~32	中、元	72	15.946	4
106	スギ	2.0	14~30	込	614	42.845	3
107	スギ	2.0	14~36	込	738	53.802	3
108	スギ	4.0	18~34	中、A	184	40.828	4
109	スギ	2.0	14~32	込	527	40.399	3
110	スギ	4.0	16~36	中、A	132	27.748	4
111	スギ	2.0	14~30	込	751	50.770	2
112	スギ	4.0	18~32	中、A	38	8.438	4
113	カラマツ	2.0	14~26	3等	96	6.483	1
114	スギNA	2.0	-	低質	層積	17.539	2
115	スギNA	2.0	-	低質	層積	9.072	2
116	スギNA	2.0	-	低質	層積	41.656	2
117	カラマツNA	2.0	-	低質	層積	3.856	2
118	LA	2.2	-	低質	層積	16.485	3
合計					4,716	501.645	

## 岩手南部森林管理署管内 国有林素材山元委託販売 第1回入札

7月28日、奥州市水沢区の岩手南

次回入札は8月下旬を予定していますので、奮ってご参加下さい。

入札を含め計7名が参加し、葛丸川山元土場におけるスギ等の素材501・645m³全量を落札した。

いて熱心に学んでいた。

部森林管理署会議室において、NJ素流協が入札業務を受託して初めての国有林素材山元委託販売に係る入札が行われた。FAXによる

資格を有する青森地区国有林材生産協同組合の小田桐久一郎氏が講師となり、延べ124名の組合員が受講した。また15~17日に八幡平

ふるさと木材の畠山辰也氏を加えて、10月上旬までに6地区で開催する計画である。

## 長野県の林業地視察 報告

6月24～25日、N J 素流協役職員3名が、長野県の林業地を視察したので、ここに報告する。

木曽谷(長野県南西部の木曽郡及び岐阜県中津川市の一部)は、日本

の有名な林業地であり、天然林の日本三大美林といわれる、青森ヒバ、秋田スギと並ぶ木曽ヒノキの产地である。

木曽のヒノキは、平安時代から広く知られ、安土桃山時代には伏見城などの城を建てる材料として利用されるようになり、その後一時荒れ果てたこともあつたが、尾張藩による保護のおかげで蘇り、明治時代から木曽の山の大部分は「御料林」と呼ばれる皇室の財産となり、太平洋戦争からは「国有林」として管理されている。

始めに、木曽官材市売協同組合の坂下事務所(岐阜県中津川市)と荻原事務所(長野県木曽郡上松町)を訪れ、原木市を見学した。

このうち坂下事務所では、ヒノキを中心には、サワラ、コウヤマキ等254の物件が出品され、約10名の参加者があつた。特に、国有林から生産される樹齢80年以上の高齢級ヒノキの良質材ブランド「高國木曽ひのき」が数多く出品されていた。



次に、木曽の山と木と人、歴史と文化に触ることのできる森上松町の赤沢自然休養林を訪れた。森林浴発祥の地といわれる赤沢自然休養林は、平成18年4月に社国土緑化保全機構の第1期森林セラピー基地に認定された森である。

古くから伊勢神宮の御用材として管理された赤沢美林からは、20年に一度の遷宮行事に御神木として天然ヒノキが伐採され奉納される。

また、森の一部を特別に厳しく規制している「林木遺伝資源保存林」では、春と秋の年2回だけ、各100名ずつが入山を許可される。生物遺伝学的にも貴重な森林である。

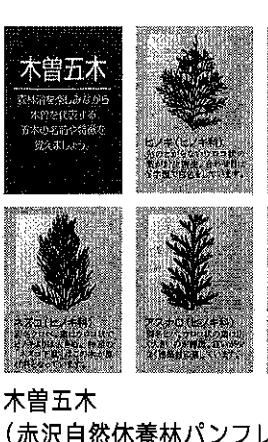
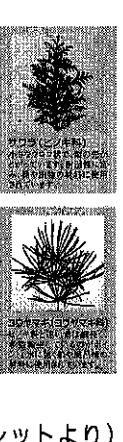
昭和62年から「森林鉄道」が観光用として再び走りだし、木曽五木の名前を付けた5両編成の客車から

手軽に森林浴を楽しめる。乗車駅の傍らには、森林鉄道記念館があり、大正4年から昭和35年まで実際に活躍していたアメリカ製の蒸気機関車ボーラードワイン号が展示されている。

また、同敷地内にある森林資料館

では、独自の木曽式伐木運材法や、近代化の象徴だった森林鉄道やチエンソーの導入など、林業の歴史を資料や写真で紹介する傍ら、木曽谷の動植物も展示している。

木曽五木とは、ヒノキ、サワラ、ネズコ、アスナロ、コウヤマキの5種である。



木曽五木  
(赤沢自然休養林パンフレットより)

我が国を代表する林業地の歴史を回顧できる場所として、非常に貴重な美林であった。

# 今月の名木・巨木 21 (岩手県遠野市)

遠野市指定天然記念物

## サワグルミ

指定：1983年5月1日

所在：岩手県遠野市小友町高坪

遠野市小友町は遠野市南部に位置し、古くから金の産地として知られている。遠野市指定天然記念物のサワグルミは、国道107号線を荷沢峠に向かって進み、大葛沢沿いに左折してすぐのところにある。

推定樹齢は約140年とされ、2000年の環境省調査によると幹周り約5m、樹高約16メートル

ならず、長さ20～30センチメートルの尾状の果穂に20～30個つく。

材質は軽く加工が容易なことから、かつてはキリの代用として下駄材に使われたほか、マツチの軸木などに使われた。現在は家具、合板などに使われ、当組合で試験的に

とされる巨木である。岩手県内で天然記念物に指定されている唯一のサワグルミである。

サワグルミはクルミ科サワグルミ属の落葉高木で、北海道南部、本州、四国、九州に分布し、名前とおり山地の沢沿いに生育する。学名は「翼のあるクルミ」を意味し、果実には翼がある。果実は食用には

サワグルミの果穂

合板工場に納めたこともある。また樹皮が丈夫なため、山村ではかつて山小屋の屋根や壁、魚釣りのビクなどに使われたという。

サワグルミは溪畔林の主要樹種として、土砂流出防止や生物多様性の保全に一役買っている。同地区大洞には推定樹齢千二百年の「千

本カツラ」があり、こちらも沢筋の巨木として見応えがある。

また同地区長野の国有林内には、藤沢川の渓谷沿いに大小数十の滝からなる「藤沢の滝」があり、一帯は「藤沢の滝自然観察教育林」として市民に親しまれている。

2000年の環境省調査によると幹周り約5m、樹高約16メートルの尾状の果穂に20～30個つく。

岩手県内では、平成26年4月から7月までの間に9名の方がツキノワグマの被害に遭い、このうち7名の方が重傷を負っている。

岩手県は、クマに対する注意を喚起し被害の未然防止を図るため、本年3月に岩手県全域において「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発令している。

県によると、ブナの果実が豊作の年はメスのクマの栄養状態が良く、妊娠に適した状態となるため、翌年春に生まれる子グマの数は例年より多いとの報告がある。また、ブナは大豊作の翌年はほとんど実をつけないことが経験的にわかつている。

昨年(平成25年)、岩手県内の奥羽山系のブナは大豊作だったため、本年は凶作又は大凶作(皆無)になることがほぼ確実と見込まれている。このため本年は子連れのクマが出没する可能性が高いうえ、夏から秋にかけては、多くのクマが食物を探して広範囲に動き回り、人里周辺に頻繁に出没するものと予測されている。

最近では、平成12年及び17年に大豊作だったが、いずれも翌年に大凶作(皆無)に転じ、クマによる被害が多く発生している。

森林内での作業はもちろん、農作業やキノコ採りの際も、クマ鈴やラジオを携行するなどの対策を十分にとるようにしたい。

## 平成26年7月分の販売実績

樹種	合板用			その他 製材用等			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	6,602	93.3	130.1	4,579	121.5	179.9	11,181	103.1	146.7
カラマツ	4,588	167.4	75.9	2,723	76.2	285.4	7,311	115.8	104.4
アカマツ	3,598	135.2	108.2	0	0.0	0.0	3,598	133.3	102.1
その他針葉樹	211	*	*	148	33.5	*	359	81.1	*
広葉樹	0	*	*	167	122.2	294.7	167	122.2	294.7
合計	14,999	120.2	103.8	7,618	95.7	202.9	22,616	110.7	124.3

樹種	バイオマス用素材			今年度累計				
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	樹種	合板用 (m³)	その他 製材用等 (m³)	計 (m³)	バイオマス (t)
スギ	1,313	148.6	614.3	スギ	29,885	15,529	45,414	3,559
カラマツ	1,062	122.1	166.0	カラマツ	10,494	11,715	22,209	2,718
アカマツ	105	45.4	40.4	アカマツ	12,677	642	13,318	612
合計	2,479	125.0	223.0	その他針葉樹	211	969	1,180	0
				広葉樹	0	1,203	1,203	0
				合計	53,267	30,057	83,324	6,889
				目標達成率(%)	30.3	38.5	32.8	19.1
				計画量	176,000	78,000	254,000	36,000

注) \*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

## 【平成26年7月の需要動向】

- スギは合板工場が15%減産に入ったため、納入にブレーキがかかっている。
- カラマツは減産の影響がなく原木不足状況のため、継続的に納入可能。
- アカマツは需要側に在庫が過多のため、納入を制限している。9月まで続くと予想。

日本人の風呂好きには定評があるが、この慣習には長い歴史がある。『古事記』や『日本書紀』に、現在の道後、有馬、南紀白浜の各温泉に皇族が訪れたことが記されている。お湯で体を清める習慣が日本に根付いたのは、川や滝で行われた神道の禊(みそぎ)の風習に加えて、奈良時代に伝わった仏教の經典『仏說溫室洗浴衆僧經』の中で、入浴は病を退け福を招来する、そして民衆に湯浴みを施すことで功德が得られるとしているのも起因の一つだといわれる。

平安時代に入ると各地に蒸し風呂ができるようになり、「枕草子」には「小屋ありて、其の中に石を多く置き、之を焚きて水を注ぎて湯気を立て、その上に竹の簾を設けて

東北地方の各县は8月に入ると、毎年恒例の夏祭りの大きな催しが開催され、全国各地から大勢の観光客が押し寄せる。東北地方の真夏の風物詩として定着してしまったようである。東北各县いたる所に温泉があるから、訪れた人たちに温泉に浸かって暑払いよく東北の夏を満喫してもいいものである。暑いさなかに熱い風呂とはいがなものがとう御仁もあるうが「風呂で暑さを吹き飛ばそう」という逆療法である。

日本人の風呂好きには定評があるが、この慣習には長い歴史がある。『古事記』や『日本書紀』に、現在の道後、有馬、南紀白浜の各温泉に皇族が訪れたことが記されている。お湯で体を清める習慣が日本に根付いたのは、川や滝で行われた神道の禊(みそぎ)の風習に加えて、奈良時代に伝わった仏教の經典『仏說溫室洗浴衆僧經』の中で、入浴は病を退け福を招来する、そして民衆に湯浴みを施すことで功德が得られるとしているのも起因の一つかいわれる。

現在のよう浴槽に湯を満たすようになつたのは江戸時代中期で、江戸っ子は大の風呂好きであった。江戸市中には湯屋と呼ぶ銭湯が五百軒以上もあつたという。目印は弓に矢をつぶがえたマークだった。「湯に入ること弓射る」を洒落て掛けたのだという。湯屋は、武士も町人も旅人も、身分や立場に関係なく、文字どおり「裸の付き合い」ができる社交場であった。

なぜこんなに銭湯が多かつたかといふと、大名から豪商の屋敷に至るまで、殆ど内風呂をもたなかつたので、銭湯の利用者が多かつたのである。内風呂を備えなかつた理由は、江戸の町のほとんどが海を埋め立てた土地だったので、少し掘つたぐらいでは真水が出なかつたことと、「火事と喧嘩は江戸の華」と言われたように火事が頻発したことから「火の用心」のために強い規制があつたからである。

また、日本人の風呂好きは、体に対する清潔性や潔癖性に起因しているかもしれない。江戸時代末期に日本を訪れたドイツの金權大使オイレンブルグは、「相通じているのは、日本人の身体の清潔さである。大部分の人々が毎日入浴する。自宅で行ったり、どの町にもある公衆浴場です」と驚嘆して書いている。

湯から上がつて、男ならばステテコ一丁、上半身裸姿で冷たいスイカをかじるのも良しよく冷えたビールを枝豆をつまみながら一気にいくのもまた良しである。東北の夏に「乾杯」。

落穂拾い